

Title	支那古代の長城に就いて(二)
Sub Title	
Author	橋本, 増吉 (Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1926
Jtitle	史学 Vol.5, No.4 (1926. 11) ,p.23(483)- 52(510)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19261100-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

支那古代の長城に就いて (二)

二 長城の起源(承前)

然るに顧炎武は、所謂長城が戰國時代に入りて始めて築造せられしものなることを信じたので、その著日知錄卷三十一に於て、その築造が何故に戰國時代に至りて勃興せしかを論じ

春秋之世、田有封漁、故隨地可以設關、而阡陌之間、一縱一橫、亦非戎車之利也、觀國佐之對晉人、則可知矣、至於戰國、井田始廢、而車變爲騎、於是寇鈔易、而防守難、不得已而有長城之築、史記蘇代傳、燕王曰、齊有長城鉅防、足以爲塞、竹書紀年、梁惠成王二十年、齊閔王築防以爲長城、云々

となし、齊、魏、韓、趙、楚、中山、秦、燕等諸國の長城に關する史料として史記、竹書紀年、續漢志、泰山記、水經注等の諸書に散見する記事を引用し、戰國當時列國の間に長城の存せしことを立證してゐるのである。ところが曾て市村博士は「地理と歴史」第一卷第八號所載「長城の起原」と題する論文に

於て、その説を駁し

其説頗る斬新なるが如くなれど、余は寧ろ其城郭制度の發展擴張したるものとなすの適當なるを信ず。

支那古來の城郭は、市街を包みて君主と人民との防衛たれど、日本の城郭は君主の居城にして人民の屏障にあらず。かく城郭の制度を異にせる所以は、支那には君主相互の争あると同時に、人民相互の争あれど、日本には君主相互の争あれど、人民相互の争少し。且人物の性質彼は頗殘忍なるを以て、勝敗の結果は直ちに影響を君主に及ぼすのみならず、人民一般に及ぶと雖も、此は寧ろ溫和なるを以て、其影響は君主に及ぶと雖も、人民一般に及ぶこと稀也。是れ支那の城郭は人民保護を目的とし、日本の城郭は君主の保護を目的とする所以なり。されば日本の城郭は、發展すべき餘地なしと雖も、支那の城郭は都府より進みて邦國に應用するが如きは、まさには有り得べき事情なり。殊に支那人の思想の逕路は其發展に關係あるをみる也。

支那人の思想は一身一家を基とし、然る後に推し擴げて一國に及ぼし、更に一天下に及ぼすを常とす。即天下の本は國にあり、國の本は家にあり、家の本は身にありとなすなり。彼の古代の政治の如き、亦家族制度の發展したる痕迹を留むるは、此の思想の實現せるものに外ならず。されば春秋の際に、單に都府の人民を保護するに止まりし城郭が戰國の際に及び、戰爭激烈にして殺掠慘毒を

極めしより、更に其制度を國境に擴張して、國內の人民を保護せむとの考へを起すは、支那思想の
逕路に於て當然の順序なりとす。是れ戰國の際に列國が互に長城を築きたる所以なる可し。

と論じて居らるゝのである。即ち顧炎武が、井田阡陌を破りしこと、及び戰車變じて騎兵となりしこと
を以て、戰國時代に於ける長城築造の原因となせしに對し、博士は、長城は都府の城郭制度の發展せし
もので、その發展の原因は支那に於ては人民相互の争多く、かつ人物の性質殘忍なるが故に、本來支那
の城郭は人民保護を目的とし、日本の城郭の君主の保護を目的とするが如きものにあらざるが爲めと、
支那人の一身一家を基とし、國に及ぼし天下に及ぼす思想の實現せる爲めとなし、その特に戰國時代に
現はれたのは、當時戰爭激烈にして殺掠慘毒を極めし爲めとせらるゝのである。而も何故に戰國時代に
至つて特に戰爭激烈にして殺掠慘毒を極めしかについては、何等説明せらるゝ所がないのである。

もとより所謂長城なるものが、都市の城郭の發展擴張せしものなることは、予も亦曩に論じたところ
であり、顧炎武と雖も、言明はなしてゐないが、恐らく異論なきところであらうと考へる。されどその
發展の原因を以て、人民相互の争多く、人物の性質殘忍なるが故に、支那の城郭は人民保護を目的とせ
る爲めで、日本の城郭の君主の保護を目的とせる如きものでないからであるとせらるゝのは、果して如
何であらうか、殊に支那人の一身一家を基とし、國に及ぼし天下に及ぼす思想の實現せるに外ならずと
せらるゝのは果して如何であらうか、疑ひなきを得ないのである。

蓋し城郭の制は、封建的國家分立の社會に於ては、その民族人種の如何を問はず、殆んど必然的に現出すべきものであり、而もその型式は大體に於て二種に別つことが出来るのである。即ちその一は、君主及びその眷族郎黨等が據守籠城を目的として築造するものと、一はその部落民或は國民が共に據守籠城の目的を以て築造するものとである。なほその外形的類型を求むれば、この兩者は何れもその地勢の相違によりて、山城式と平城式との二型式を生ずるのである。

而してかの精神的内容の相違による二型式の發生せし所以は、實にその社會的また國家的事情の相違に基くものであり、この事情は東西共にその軌を一にするものがあるのであるから、決して人種的また倫理的原因によりて解釋せられるべきものではあるまいと考へる。

元來城郭の發生には、或る程度の文化の發達を必要とすることは云ふまでもないところであるが、もし城郭の意義を擴大し、苟しくも敵に對する防禦を目的とせる、凡ての要害設備を意味するものとせば、なほ文化の程度比較的低く、部落的散居分立をなせる時代に於ても、時にその原始的痕跡を認むることが出来るのである。即ち主として天然の地勢地形を利用してその防禦用となせるものであり、山岳地方に於ては主にその山岳を利用し、平原地方に於ては主に河水を利用することがまづ一般的通則と認めらるゝところである。

ついでその文化稍發達し、或は多少國家的型式を備ふるに及び、天然の地物に多少の人工を加へて、そ

の防禦上、より有效ならしむるに至るのであり、或は一定の區域に木柵を廻らし、土壁を築き、殊に平原にありては河水を引いて溝濠を圍らす等の手段に出づるのであり、更にその文化進歩せる場合に於ては、その胸壁を築くに岩石煉瓦甃石等を用ひ、或は壯大なる城塔、城樓等を設けて、その偉觀を誇示するに至るのである。

而してかの精神的型式内容に二種の相違を來す所以のものは、その國家社會の性質上、所謂武士或は騎士と稱する戰鬪を職業とせる特種の世襲的一階級を有するや否やによるものと認めらるゝのである。即ちかくの如き特種の階級を有する社會國家にありては、直接戰鬪に關與するものは、その同一階級に屬する君主、或は部長、團長を中心とせる所謂戰士の一團であり、一般國民は直接之れに與かるところがないのである。故にその戰鬪の爲めに築造せらるゝ城砦は、その眷族、郎黨、或は團員の戰鬪、防禦、據守を目的として考案設計せらるゝに至るのである。茲にかの城郭の第一型式の發生する根本原因が存するのであり、我が國の中世以後に於て發達した城砦の如き、また歐羅巴中世に於て發生した諸侯或は武士團等の城砦の如き、即ちこの種類に屬するものである。

然るに他方に於て國民或は部民皆兵主義の國家社會に於ては、たとの事實上戰鬪に従ふものは兵士或は戰士と稱せらるゝその住民の一部であり、時に或はその住民によりて利用せらるゝ所謂傭兵であるとしても、その部民或は住民が全體としてその戰鬪に關與するものといふ觀念を有する場合に於て、茲に

その住民或は部民全體を包括すべき、第二型式に屬する城郭の發生を見るに至るのである。

されば所謂武士といふ特種階級を發生せざる古代に於て、もしその周圍に對する必要上、城郭が設計築造せらるべき場合には、その城郭は多くはこの第二型式のものに屬するのである。例へば支那、印度に於ける城郭の如き、或は希臘、羅馬、ガル(Gall)の城郭の如き、皆この種類に屬するのであり、同じく歐羅巴中世にありても、所謂都市の城郭の如きはまた同一系統に屬すべきものである。

而もその地理上の事情により、同一精神同一意義の城郭にしてその外形に多少の相違を生ずることもとより當然の事情であらう。即ち支那或は印度に發生せし城郭が、伊太利北部平原の地に遺存するガルの城郭と同じく所謂平城であり、その最も原始的なるものは皆塹濠を掘り、その土を以て城壘を築き、河水を引いて塹濠に貯へたものである。然るに普通に人類の居住するところは即ち平地であり、往來不便にして農耕困難な山岳の上に常往する場合は、極めて稀なる特例に過ぎないのであるから、第二型式の城郭は多くは平城であるが、而も希臘の場合の如く、その地勢上丘陵を利用することの有利有效なる土地に於ては、最後の防禦地としての丘陵と、その山麓なる人民の居住に便利なる平地とを抱括して城壁を廻らすのが、一般的通則をなしてゐるのであり、また羅馬の場合の如く、その原始時代に於てなほ住民少く、而もその地勢上丘陵の頂に居住するを以て便とした場合に於ては、その丘陵の頂上を平らかにし、その周圍に胸壁を廻らすが如き型式も生ずるのである。

それから第一型式の城郭にも、その地理上の事情によりて丘陵山地を利用せる山城式のもの、平地に於ける平城式のものとの二型式が存するのであるが、大體に於て第二型式城郭の規模を縮少し、而も一層防禦據守の目的に向つて工夫を凝らしたものであり、或る意味に於ては第二型式城郭の外郭を除き所謂最後の防禦地たる内城或はアクロポリス (Acropolis) の部分のみを残せるものとも見られ得るのである。されど後世の第一型式城郭が、古代の第二型式城郭よりも大規模なることは、もとより事實上あり得べきところである。例へば羅馬の原始的城郭が、我が江戸城、大坂城等に比してその規模遙かに狭少なるは、その時代の關係上當然のことである。かの朝鮮の山城や、九州北部の所謂神籠石の如きは、恐らく第二型式の系統に屬しながら、而もその不完全なるもので、比較的規模廣大な所謂外城なきアクロポリスの性質を有するものではあるまいか。その規模比較的廣大なるは、支那の都市城郭の意義構造に倣ひ、而も之れを山地にのみ利用して、最後の防禦地となした爲めかと推せられるのである。

或は支那古代に於ても所謂士君子なる一種の武士的階級があり、印度に於ても所謂刹帝利なる武士階級が存したてはないかと云ふ疑問があるかも知れないが、而も印度に於ける城郭の起原は、所謂種姓の區別が発生する以前であり、既に梨俱吠陀時代なほ氏族の部落が王即ちラーシヤ (Rajya) を中心として小國家的生活を營んでゐた時代に、外敵に備ふる爲めにその部落の周圍に簡單なる土壁を築き、普通長方形の城郭を設計せし以來のことである。ついで耶柔吠陀時代より史詩時代となり、かの四種姓族の區

別も既に生じ、國家の境域制度も大に發達したのであつたが、而もその所謂刹帝利の階級なるものは、日本の中世或は歐羅巴の中世に現はれた武士或は騎士なるものとは大にその性質を異にし、かの帝王の權威崩壞の結果として現はれた小王、即ち專制的實權を有する諸侯を中心とし、その經濟力に依頼して集まり、その經濟力によりて連結せられた集團、即ち所謂武士或は騎士と稱せらるゝが如き性質のものではなく、印度アールリア民族の社會に於て古くは第一階級、後には第二階級を意味せし名稱であり、古來の血族的關係によりて連結せられた集團であり、原則としてその集團のものが政治の任に當り、兵事の責に應じ、王者たるの特權慣習を有したに過ぎないのである。而も事實上印度に於て王たるものは、この階級集團のものに限られてゐた譯ではないのであり、政治軍兵の事に當るものも、必ずしもこの階級集團のものだけではなかつたのである。既にかの民族的部落國家時代に於て、その部長即ち王(ラーシヤ)はその政治上に於ても決して專制的神權を有せし譯ではなく、世襲或は選舉によりて主權者となつた王は、その部落の諸支族を代表する家長の會議、即ち長老會議(Sabha)の補佐により、父がその家族を治むると同様の態度によりてその部落を支配したのであり、重要な事件は長老會議の決議を経たと稱せられる。同様に後の大國家時代となりても大王(Maharaja)はその原始時代の王の性質を保持し、その政治軍事は僧族及び平民の協力に俟つたのであり、大王は決して專制的神權を有した譯ではなく、古來の法規によりて附與された以外の權力は有しなかつたのである。即ち大王は婆羅門即ち僧族のものを以て王

師とし、その扶助によりて國法の運用に當ると同時に、自由民の總會をも無視することは出来なかつたのである。もし大王にしてその義務を怠る場合には或は罰金を課せられ、または王位を遂はるゝこともあつたのである。であるからその國家は君主の經濟力によりて束縛せられた一小集團によりて作成せられたものではなく、四種姓族の協力によりて成立せるものであり、その四種姓族の別は全くその血族的關係を表示せるものに過ぎないのである。

支那古代の所謂君子なるものも本來その血族的關係を表示するものであり、その性質上かの武士或は騎士の性質よりも寧ろ印度の刹帝利族の性質に近きものであつたかと思はるゝのであるが、たゞ印度に於けるが如く、宗教的信念によりてその血族的區別に神祕的意義を附與し、茲に侵すべからず亂すべからざる絶對の社會的秩序として常恒不變の性質を有せしむることなく、昨の王者も天命によりて忽ち一平民たるに至るを常例とした支那社會に於ては、彼の如き常恒不變なる階級の成立を不可能ならしめ、印度の場合と大にその趣を異にする社會相を呈するに至つたのであつた。

蓋しその氏族的部落より發達し、その間に治者の子孫血族と、被治者の子孫血族との社會的二集團階級を生ぜし點は、支那印度共に同様であらうが、たゞ印度に於てはその聖典吠陀を保持し、神に奉仕する一團のものが、更に社會的一階級をなし、かつその社會を支配した大宗教的信念に基いて、神の意思としてその社會的階級に常恒不變の性質を附與せしに反し、支那に於ては何等此くの如き宗教的信念を有

しなかつたのであるから、晉に僧族といふが如き社會的集團階級を生じなかつたばかりでなく、治者の血族と被治者の血族との社會的區別にも恒久的性質を與ふることなく、他方に於て印度に於けるが如き人種的觀念の強烈なるものもなく、ただ天命によりて何人と雖も或は王者となり、また一匹夫たるを得るのであり、従つてその王者たるものは一方に於てその經濟力によりて連結せる所謂士君子の集團を作成すると同時に、他方に於ては父がその家族に對すると同様の態度によりその人民を治め、常に人心を失はざること努めなければならぬのであり、従つて帝王の實權衰頹の結果として生じた小王即ち專權的諸侯と雖も、亦その性質はかの帝王の性質を縮小せしものに過ぎなかつたのである。而もその兵役の義務は晉に士君子のみならず、一般人民も亦之れを負擔しなければならなかつたので、かくの如き國に於て一般人民が常にその重要な要素をなすは當然なることであり、支那及び印度に於ては、遂に日本の中世及び歐羅巴の中世に現はれた所謂封建諸侯、及び之れを中心として集まつた所謂武士騎士の集團と同様なる性質のものは、その出現を見ずして終つたのであつた。この事實が支那印度にありてはその太古以來常に予の所謂第二型式の城郭のみが築造せられ、遂に所謂第一型式の城郭の築造設計を見なかつた根本原因であり、かつまた支那の封建制度と日本及び歐羅巴の所謂封建制度との根本的相違の一面を表示するものである。

而して太古以來かくの如き所謂第二型式の城郭のみを有した民族が、更にその領土擴大するに及び

前にその都市全部を包括した城郭を擴大し、更にその國域全部を包括した城郭を、設計築造せんとするに至ることは自然の順序であらうが、而もその理由は何故に特に支那の戰國時代に於て所謂長城の發生を見るに至つたかを説明するものではないのである。従つて市村博士が特に戰國時代に於て長城の築造を見るに至つた原因として挙げらるゝ唯一の理由は、「當時戰爭激烈にして殺掠慘毒を極めし爲め」とせらるゝ點だけとなるのであるが、而もその戰爭の激烈なる程度は兵器兵制及び戰術の進歩發達と正比例するもてあり、もし博士が、戰爭の激烈にして殺掠慘毒を極めしことが戰國時代に長城の發生した唯一の原因とせらるゝならば、顧炎武が戰車變じて騎兵となりし爲めとなせし理由も、亦之れを承認されなければならぬかと考へられるのである。

蓋し城郭の發達には、その技術的方面の進歩と共に、寧ろその基礎條件として國力經濟力の進歩發達を必要とすることは勿論であるが、同時にその國の兵器兵制及びその戰術の如何が、所謂城郭の型式構造に著しき關係を有するものなることは、また疑ふべからざるところであり、例へばかの歐羅巴中世に於ける諸侯の城砦が、亞刺比亞騎士の侵入、特にマジアル騎兵の侵入と直接に間接に重大なる關係を有することは、西洋史家の言明するところであり、またその城砦制度の瓦解が火器の發明と密接の關係を有するものなることも著明なる事實である。されば顧炎武が、騎兵の出現を以て戰國時代に於ける長城發生の原因と考へたのも、決して全然理由なきことではないのである。蓋し騎兵の出現は同時に兵制

戰術に多少の變化を促がし、戦争の慘禍激烈の程度を増加せしことも、亦あり得べきことと考へられるからである。

けれども支那に騎兵の現はれたことは、事實上戰國時代に始まつたことではないのである。もとより支那民族の間に於て、盛に騎射を利用するに至つたのは、戰國以來のことかと推せられるのであるが、而も北方蠻民が騎馬によりて支那内地に侵入したのが、春秋時代以前よりの事實であることは、疑ふべからざるところである。さればもし顧炎武の所説の如く、騎馬兵の防禦が長城の築造を促がした主要なる原因であつたとすれば、既に春秋時代に於て、而も北方民族の防禦を目的として、まづ第一に設計築造せらるべきではあるまいか。然るに事實は曩に述べた通り、中國列強の間に於てまづ起つたのであり、北方民族の防禦用としては、史記の魏世家の惠王十九年(西紀前三五二年)の條に

築長城塞固陽

とある記事が恐らくその最初の記事かと推せられるので、「中山築長城」の記事よりも十八年の後となつてゐるのである。況んや曩に論じたやうに、もし齊の長城の起原を以て春秋時代にありとすれば、かの

至於戰國、井田始廢、而車變爲騎、於是寇鈔易、而防守難、不得已而有長城之築、

となす所説の如きは、全くその論據を失ふに至るのである。またかの所謂井田の制なるもの、信じ難きことは、予が曩に東洋學報第十五卷所載「支那古代田制考」に於て詳論せしところである。

而して市村博士は曾てその「長城の起原」なる論文に於て、顧炎武の日知録に漏れたる長城に關する多くの記事を收録増補せられたのであるが、何故か防門に關する左傳の記事を採録されなかつたので、やはり顧炎武と同じく、長城が戰國時代に起つたことを前提として、その論歩を進められたのであつた。けれども元來長城なるものは雷に支那に於て築造せられたばかりでなく、歐羅巴にありても羅馬帝國の北方境上に之れを築いたのであり、朝鮮半島に於ても新羅王國或は高麗王國の北境に之れを築いたのであり、我が九州北岸に築造せられた水城或は防壘の如きも、亦同一系統に屬するものと認むべきであらう。もとより羅馬の長城が築かれたのは、主にハドリアン(Hadrian. A. D. 117-138.)皇帝の時代であつたと云ふのであるから、第二世紀の初期に當つて居り、後漢の班超が死後十年乃至二十年の頃、大秦王安敦の使節が支那に來りしより約半世紀前のことであり、支那に關する知識は相應に羅馬にも傳はり得た時代のことであるから、或は支那の長城がそのヒントとなつたものであるかも知れないのであり、また朝鮮の場合が支那の模倣であることは勿論であり、我が國の場合ももとよりその系統に屬することは云ふまでもないことである。尤も羅馬の場合は、既に部落的國家の時代よりその周圍に胸壁を築く慣習を有してゐたのであるから、何等他の暗示がなくとも獨自に考案され得べき事情にあつたことも認めなければならぬのである。

けれどもたとひそれ等が支那長城の模倣であるとしても、その之れを築造するに至つた所以は、また

支那に於て長城を築くに至つたのと、類似の事情によりて促がされた結果であらうと考へられるのである。さればそこに長城築造の共通の事情原因を認むることが出来得る譯であらう。殊に羅馬の場合は獨自にも考案され得べき事情にあるのであるから、長城築造の原因についてはまた有力なる智識資料を提供し得るのである。

何れにせよ、是等の事實について之れを考ふるに、單に戦争激烈にして殺掠慘毒を極めたといふことが、必ずしも長城築造の主要原因と認むることは出来ないのである。かつ春秋時代に比して所謂戰國時代が特に戦争が著しく激烈になつたとも思はれない。けれども長城の築造せらるゝが爲めには、敵國外患の禍ひ著しきことが、その主要條件の一なるべきはもとより明白なるところであり、それと同時にその國力經濟力の發達、及び文化の進歩を必要とすることも認めなければならぬと共に、またその地理上の事情をも考慮に加ふるの要があるのである。

試みに羅馬帝國に於てその長城の築造されし時期を観るに、實にかの帝國が國勢正に絶頂の城に達し版圖も亦最大の境に及んだ、その最盛時代であつたのであり、新羅がその北境に長城を築いたのも、亦その最大版圖に達した盛時であり、高麗の場合も決してその國運衰頹の時期ではなかつたのであり、我が國の場合も亦國力充實せる時期であつた。支那の場合に於ても春秋時代の諸列國に比し戰國時代の雄國が著しく其國力經濟力を増大せしことは、その諸國の版圖領域を比較するも明白なるところである。

而もその何れの場合も長城の築かるゝに至る時期は、なほ大に外部に發展せんとして活動努力しつゝある時ではなく、既に相當の版圖を開き、もはやそれ以上多くの領土を必要とせず、ただその範圍に於て之れを失はざらんことを欲する場合、外敵に對してその境域守備の必要上、その境上の地勢を利用し、自然の地物の弱點を補ふが爲めに築造せられたものであり、寧ろ退嬰保守に向ふの時期に際して築造せられるのが普通である。されば地理上山川の形勢に大なる關係を有すべきことは勿論であり、例へば羅馬の場合の如き、その境域が北方ライン(Rhine)河とドナウ(Donau)河の線に達し、もはやそれ以上領土擴張の希望なく、この兩河の線を以てその北境たらしむるに當り、即ち長城を以てこの兩河を連結し、その境域を確定したのであり、たゞドナウの下流域に於てはダキア(Dacia)の地を奪取せしが爲め、ダキアの北邊にも長城を築いたのであり、かつまたブリトン(Briton)島に於ても、ソルウェー(Solway)入江よりタイン(Tyne)河に沿うて北海に至る長城を築き、後更にクライド(Clyde)とフォース(Forth)の兩河口灣を連結した長城を築いたのであつた。また朝鮮半島に於ても、新羅は涓江(即ち大同江)と泥河(即ち南大川か)との線を以てその北境となし、その線に沿ひて長城を築いたのであり、高麗は鴨綠江口より大寧江、清川江、大同江等諸川の上源山脈に沿ひ、定州即ち定平北方の邊に於て日本海に達したのであつた。何れも自然の地境として一國家を形成するに便宜なる地點に達し、もはやそれ以上に大なる發展の希望なく、その自然的境界の弱點を補ひて、外敵に對し國防を嚴にする目的を以て築造さ

れたものである。我が國の場合もとく四面大海を以て圍まれたる島國で、外部に對する自然的境界が明白であり、従つてまたその自然的國防も殆ど完全なる事情にあつたのであるから、事實上外敵侵入の患ひも少く、支那朝鮮羅馬などに於けるが如き長城築造の必要存しなかつたので、たゞ僅かに唐の威力が朝鮮半島に及んだ場合と、元の大軍が九州北邊を脅かせし時、その北方沿邊に同一思想系統に屬する防備を設計築造したに過ぎなかつたのであつた。もし我が國の地理上の位置がブリトンの場合のやうに今少しく支那に接近してゐたならば、恐らく戰國時代に於て燕或は齊の領域となり、北方蝦夷人に對する防備として越前、美濃、尾張の線、或は越中、信濃、甲斐、駿河の線に長城の築造をなしたかとも推せられるのである。

されば支那の場合に於ても亦類似の事情が長城築造の一原因をなしたことと推考せられるのであり、而してその事實より之れを觀れば、半島形をなして三面河海に面し、而も他の一面は泰山山系によりて自然の境界を有する齊國の地が、その自然の地形地勢に促がされて、對外防備の長城を考案し、その國家の領域を安固ならしむるに力むべきことは、蓋し自然の勢ではあるまいか。

而も齊國に於て既にかくの如き防備が考案せられ、その有利なることが認めらるゝに及びては、その他の列國に於ても亦之れに倣ふに至るべきは勿論であらうが、何れもその方面に於てはそれ以上容易に大なる發展を豫期し能はずと思惟せし位置に於て、之れを築造せしものゝやうに認めらるゝのである。例

へば秦國の如き中國征服の意思が強大であつた國にありては、中國の列強に對しては主として自然の地勢に依頼し、僅かに函谷關及び武關の險を扼して之れに當つただけであるが、西北方面に對しては義渠戎王を滅ぼして所謂隴西、北地、上郡の地を併呑するに及び、乃ち略之れを以て満足し、こゝに始めて長城を築いて西北方面の境域を定め、以て西戎の侵入を防いだのであり、その後天下一統の時に至るまで、この方面に對しては何等の發展をもなさなかつたのであつた。また魏が鄭より洛水に沿ひ北の方銀州方面に至る西邊の長城も、主として秦の發展を壓へんとするもので、而も之れを壓倒し終るの氣力なく、たゞその自然の地理に依頼して自國の境域を定め、少くともその境界を維持せんと欲する結果として築かれたものであり、更にそれ以上に西方の境域を開かんとする希望は存しなかつたやうに推せられるのである。或は趙の武靈王が林胡、樓煩を破り、代より陰山に沿ひて高闕に至る長城を築きて北方の境域を定め、その防備を嚴にせるが如き、また同じくその北方に對する發展を希望せしが爲めではなく、寧ろ暫らく北方に對するその希望を斷ち、全力を擧げて秦に抗り、以てその志を中國に伸べんが爲めの準備的施設に過ぎなかつた。その他燕、韓、楚、中山等諸國の場合も亦皆類似の意義を有するのであり、何れも積極的進取的の意味に於て築かれたものではなく、凡べて消極的防備の目的を以て築造せられたのであつた。即ちこの點に於ても羅馬新羅高麗我が國等の場合と全くその意義を一にするのである。

要するに長城築造の眞因は、本來民族的部落國家の時代に於て、その小國家の全境域を外敵に對して

防禦せんが爲めに築かれた城郭に基き、その思想の發展せしものなることは勿論であるが、而もその思想にかくの如き發展を促がすに至つた所以は、その國力經濟力の發展と共に、その地理上の事情により一大國家として自然の地理的境域に達せし結果、外敵に對し少くともその境域を維持せんと欲する消極的希望目的によるものと推考せらるゝのである。かの戰國時代に入りて特にその著しき發展を見るに至りし事情も、また恐らく主としてこの理由に基くものであらうと考へる。

三 長城の構造

けれどもそれと同時に文化の發達といふことも亦無視してはならないのである。元來城郭の効力はその型式構造の如何によつて異なるものであるから、その構造は出来るだけ堅牢で、敵に對抗する胸壁の面は出来るだけ垂直なることを必要とし、かつ出来るだけ籠城防禦に有効な設備型式を考案施設すべき譯である。而もその文化なほ幼稚なる時代に於ては、たゞ土壁を築くことが城郭築造の殆ど一般的方法であるが、更にその文化が進歩し、煉瓦の製造使用を知るに至れば、之れを以てその城砦を築くに至るべきことは自然の數であらう。同時に岩石を以て胸壁の材料たらしむることも、亦當然行はるべきところである。もとよりその後世に残存する耐久性は、石や煉瓦のものよりも、却つて土城が最も大であることは、現在各地に残存する遺跡によりても明白なるところであらうが、而も敵に對する防禦力に至つて

は、石或は煉瓦によりて築かれたる城壁が遙かに有効有力なることも、亦明白なるところである。されば何れの國に於ても多少文化の程度が進みしところでは、單に土城を以て満足せず、必ず岩石或は煉瓦によりて城郭の築造を行ふことがまた一般的通則をなしてゐるのである。されど殊にセメントの用を知らない時代に築かれた石或は煉瓦の築造物は、その破壊も亦比較的容易であり、耐久性少きが爲めに、年所久しきものはその外装たりし石や煉瓦を失ひて、たゞ土壁のみを殘存する場合も少くないのである。例へば北京城外の元都時代の土壁の如きも、本來甌石の外装を有せしものなることは勿論のことであらう。

されば岩石或は煉瓦の使用と城郭の發達とは密接なる關係を有するものであり、文化の發達と共に城郭の構造型式にも亦變化を生ずべき譯である。かの春秋時代に齊國にて築いたと傳へらるゝ所謂防なるものは、恐らく土堤に過ぎないものであつたらうと推せられるのであり。説文や杜註に「防隄也」とあり、玉篇に「防鄣也」とあるのも、亦その事實を意味したものであらうと考へる。蓋し防なる語は本來水を捍ぐための隄防を意味したものゝやうて、詩の陳風に

防有鵲巢

とあり、朱熹は

防人所築以捍水者

支那古代の長城に就いて(橋本)

と解してゐる。なほ春秋時代に於て、一般に所謂城郭なるものが恐らく土城であつたらうといふことは、曩に引用した易の本文に「城復于隍」といひ「乘其墉」といふ語が見え、詩に「以爾鈎援與爾臨衝、以伐崇墉」とか「築城伊減」などあるによりても察せられるところである。

而も戰國時代に入りてもなほかくの如き築城法を保持し、改むるところがなかつたのであらうか、疑ひなきを得ないのである。それについては、かの後世支那の築城に缺くべからざるものとなつた所謂甃石なるものは、果して何れの時代より之れを利用することとなつたのであらうか、まづその事實を明かならしむる必要があるのである。

元來甃、磚、磚といふ文字は古き記録には全然發見しないのであり、説文などにも甃とか甃とかいふ文字は見えてゐるが、甃とか磚とか磚などいふ文字は見當らない。宋の譙周の古史考には

夏后氏時、烏曹作磚

とあるのであるが、之れはもとより當にならない話である。けれども古くは、甃のことをば甃とか甃甃とか他の名稱で呼んでゐたものゝやうであり、詩の陳風の防有鵲巢篇には

中唐有甃

とあり、唐の陸德明の釋文には

中中庭也、唐堂塗也、甃令適也。

と解し、朱熹も

廟中路謂之唐、甃瓴甃也。

と解してゐる。その他の注解も亦異説はないやうである。また爾雅の釋宮には

瓴甃謂之甃

とあり、晋の郭璞の注には

甃甃也、今江東呼瓴甃

と見えてゐる。なほ漢書卷九十の尹賞傳には

致令辟爲郭

とあり、唐の顔師古の注には

致謂積累之也、令辟甃甃也、郭謂四周之内也

と解してゐる。漢の司馬相如の長門宮賦にも

綴錯石之瓴甃兮

なる語句があり、漢の許慎の説文解字にも

甃瓴甃也

とあり、南唐徐鍇の説文解字繫傳には

支那古代の長城に就いて（橋本）

甃甃甃也

と見えて居り、梁の顧野王の玉篇には

甃甃甃屬甃甃甃也

とあり、隋の陸法言の廣韻には

甃甃甃瓦

とあり、魏の張揖の廣雅には

甃甃甃甃也

とあり、また説文解字にも「甃」といふ文字を解して

甃適也、一曰未燒也

と見えてゐる。要するに古く甃といひ、甃甃といひ、甃甃といつたものは、後に甃甃、或は甃、博、磚などの名で呼ばれたものと同じ物であつたらうと考へられるのである。

然らば甃、博、磚などいふ語は何れの時代から用ひられたかといふに、予の知れる限りでは漢の劉向の撰である説苑（卷第十七雜言）に

子獨不聞、知氏之璧乎、價重千金、然以之間紡、曾不如瓦磚

と見えてゐるものや、詩經の小雅祈父之什斯干篇に

乃生女子、載寢之地、載衣之榻、載弄之瓦、
とあり、その「瓦」を解して漢の毛萇が

瓦紡搏也、後漢書卷第一百十四、烈女傳注所引

となしたものが、その最も古い文献である。ついでには後漢の鄭玄が詩の同一文句を解して

臥於地、旱之也、裸夜衣也、明當主於內事、紡搏習其所有事

といつてゐる箋文だの、班固の妹曹昭の女誡に

古者生女三日、弄之瓦、搏、明其習、勞主執勤也、

とある文句である。後漢卷書第一百十四の曹世叔妻即ち曹昭の傳にも同一の文句が引用せられてゐるのである。なほ太平御覽卷第一百八十九居處部十七に、後漢の應劭の風俗通の文句として

登聚搏、修井也

とあり、佩文韻府などにも同書のものとして同様の文句が見えてゐるのであるが、予は四部叢刊本の風俗通の中には、遂に之れを見出すことが出来なかつた。

それから劉向の説苑は、曾南豊の説苑序によると

劉向所序説苑二十篇、崇文總目云、今存者五篇、餘皆亡、臣從士大夫間得之者十有五篇、
與舊爲二十篇、正其脫謬、疑者闕之、

とあるのであり、四庫全書總目提要には

是書凡二十篇、隋唐志皆同、崇文總目云、今存者五篇、餘皆亡、曾鞏校書序云、得十五篇於士大夫家、與舊爲二十篇、晁公武讀書志云、劉向說苑以君道、臣術、建本、立節、貴德、復恩、政理、尊賢、正諫、法誠、善說、奉使、權謀、至公、指武、談叢、雜言、辨物、修文爲目、陽嘉四年上之、闕第二十卷、曾子固所得之二十篇、正是析十九卷作修文上下篇耳、今本第十法誠篇作敬慎、而修文篇後有反質篇、陸游渭南集記李德芻之言謂得高麗所進本、補成完書、則宋時已有此本、晁公武偶未見也、其書皆錄遺聞佚事、足爲法戒之資者、

と論じてゐるのであるから、その傳來の間に多少文字の誤脱變更あるべきことは之れを認めなければならぬのであるが、而も大體に於て恐らく著しき變化あるべしとも思へないのである。

されば記録上少くとも漢代よりは甄、博、或は磚なる文字、若しくはその何れかを使用してゐたことと認められるのである。けれども是等の文字の中で、その何れが最初に用ひられ、何れがそれに次げるものであるか、之れを判定することは殆んど不可能のことと考へる。試みに說苑の場合について見るも、之れを佩文韻府に引用せるものは

千金之寶、用以間紡、不如瓦博。

となつてゐるのであるが、說苑の原本（四部叢刊本）には曩に掲げたやうに

會不_レ如_レ瓦_レ磚。

と見えてゐる。また佩文韻府所引の雲笈七籤卷第一百十二、劉彥廣傳の文句には

入門漸平布_レ靴。

となつてゐるが四部叢刊本には

行入門漸平布_レ磚。

となつてゐる。また格致鏡原所引南史狼牙修國傳の文句には

狼牙修國累_レ磚爲_レ城。

とあるのであるが、原本には

其國累_レ磚爲_レ城。

となつてゐる。その他かくの如き類例は少くないのであり、轉寫の際に同意味の文字が轉用せらるゝは、あり勝ちのことであるから、たとひ古い時代の著書でも、その文字が凡べて始めのまゝとなつてゐるとは、必ずしも考へられないのであり、隨つて今日古い時代の著書と稱せられるものに見えてゐる文字を以て、直ちにその時代の文字として認むる譯に行かないから、到底その前後を定むることは出來ないのである。

なほ一切經音義卷第十九には齟_レ靴について

甌甌又作埶同、通俗文、狹長者謂之甌甌也

と見えてゐる。佛本行集經第四十四卷に出てゐる語である。また音義卷第四と卷第十三とに甌甌といふ語があり、前者には

通俗文、甌方大謂甌甌、今大方甌是也、焮曰、玉篇甌甌大甌甌也、

との注解があり、後者には

廣雅云、甌甌甌甌也、又埶蒼大甌也

との注解が見えてゐる。また音義卷十五には

甌坏又作甌、同、字林、瓦未燒者、曰、杯

とある。是等の語句はもとくゝ經文と何等かの關係があるやうに思はるのであり、随つてその印度文明との關係をも考ふべき要が認められるのであるが、今は餘りに問題外に出づる恐れがあるから、之れを他日に遺したい。

そこで以上論ずるところにより甌、埶、磚なる文字の現はれたのは恐らく漢代以後かと推せられるのであるが、その以前より甌とか甌甌とかいふ語によりて、同一物を呼んでゐたやうであり、文献上よりも少くとも春秋時代に溯ることが出来るやうである。

けれども之れを城郭の築造に利用するに至つたのは、何れの時代であるか全く不明であるが、もし春

秋時代の城郭が恐らく土城であつたらうといふ予の推定が許されるとすれば、遂に戦國時代以上に溯ることは出来ない譯である。而も戦國時代の城郭が甌石によりて築かれたといふ確證が存するであらうか、予は遺憾ながら未だ之れを發見することが出来ないのである。たゞ史記の越世家に

夏路以左、不足以備秦

とあり、その注として正義に引かれて括地志に

故長城在鄧州内鄉縣東七十五里、南入穰縣、北連翼望山、無土之處、累石爲堦、固襄王控霸南土、爭強中國、多築列城於北方、以適華夏、號爲方城。

と見えてゐるのであり、また太平寰宇記卷十三に

長城故城、長首起縣北、竹書紀年云、梁惠王二十年、齊築防、以爲長城、又太山記曰、太山西北有長城、緣河經太山千餘里、至琅琊臺入海、往往有壁門、邸閣、四五處猶在、

と見えてゐる。是等の記事によりて觀れば、少くとも唐宋の頃まではなほ戦國當時の長城の遺址殘存し、その遺址によれば主として土壘となつて居り、土を得るに困難な場所、岩石多き山地にては石を以て築造したところもあり、諸所に壁門、邸閣などが置かれたこと、推せられるのである。而もその所謂邸閣なるものが、果して木材を以て造られたものか、石材或は埴材によつたものであるかは疑問であらう。けれども既に埴瓦の製法を知り、鋪道その他の方面に於て既に早くよりその利用法を知つてゐた時代に於

て、之れを建築用材として全く利用しなかつたとは考へ難いことではあるまいか。

けれども今日の長城すら、重要な地點だけは博石を以て築いてゐるが、場所によりては石を以て築いたところもあり、土堤となれる部分もあり、或は天然の地勢をそのままに利用せるところもあると云はるゝのであるから、當時に於ても恐らく類似の状態であつたのではあるまいか。都邑や私人の邸宅などにも、今日なほ土壁を廻らせるものも亦目撃するところである。されば既に甃石の製法を知りし時代に於ては、長城にせよ城砦にせよ、或は住宅にせよ、甃石をば建築用材として利用するとせざるとは、實にその利用法を知ると知らざるとに原因するものではなく、主として經濟力の大小に原因するもの云はなければならぬのである。随つて春秋時代に比してその經濟力の大に増大せし戰國時代に於ては、この時代に特に著しく發達せし長城の築造に當り、その主要なる部分に於て多少の甃石を利用せしことも、またあり得べきことではあるまいか。何れにせよ今は確然たる證據を有しないので、更に他日の研究に譲りたい。(未完)

正

誤

(史學第五卷第二號前回論文)

頁	行	誤	正
六	七	ました	また
六	一〇	取之	取之
一〇	一三	春秋時氏	春秋時代
一一	六	鮮虞亭	鮮虞亭
一二	八	測られない	測られない
一二	一一	淇梁	淇梁
一三	八	可以爲固	可以爲固
一四	一一	ついては	ついで
一五	六	巨壑	巨壑
一六	六	盧城	盧城
一七	一〇	淇梁	淇梁
二一	一〇	還蓋	還蓋

支那古代の長城に就いて(橋本)

- | | | | |
|----|----|----------|----------|
| 二二 | 一一 | 以備楚長城嶺 | 以備楚長城嶺 |
| 二三 | 一四 | 唐勒秦士論 | 唐勒秦士論 |
| 二四 | 一 | 日長城山 | 日長城山 |
| 二四 | 四 | とあり | と論じて居り |
| 二四 | 七 | 爲楚之重鎮受兵處 | 爲楚之重鎮受兵處 |
| 二四 | 一二 | 屯于方城 | 屯于方城 |
| 二五 | 一四 | 曰方城 | 曰方城 |
| 二六 | 五 | 顧祖馬 | 顧祖禹 |
| 二七 | 三 | 事實と | 事實を |
| 二八 | 九 | 發達せるあので | 發達せるもので |
| 二九 | 三 | 阮疆 | 阮疆 |

その他なほ誤謬脱漏の點が少くないのであるが、それは簡單に片附けることが出来ないのて、次回に於て更に細説するつもりである。